



税務情報

2021年度税制改正 — 改正法案成立

3月26日、第204回通常国会において、2021年度税制改正法案が可決・成立しました。2021年度税制改正の主な項目は以下のとおりです。

■ 法人課税

- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
- 繰越欠損金の控除上限の特例
- 試験研究費の税額控除制度
- 中小企業経営資源集約化税制
- 賃上げ及び投資の促進に係る税制
- 株式対価 M&A を促進するための措置
- 電気供給業に係る法人事業税の課税方式等
- 租税特別措置の適用制限

■ 国際課税

- 国際金融都市に向けた税制上の措置（役員給与の損金算入要件の緩和、外国人材の国外財産に係る相続税等の見直し等）
- 外国法人から受ける配当等に係る外国源泉税等の取扱い

■ 消費税

- 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期

■ 所得税

- 退職所得課税

■ 納税環境整備

- 税務関係書類における押印義務
- 電子帳簿等保存制度

- 条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供
- 納税管理人制度

2021 年度税制改正の各項目の概要については、下記のニュースレターでお知らせしています。

- [2021 年度税制改正大綱](#) (2020 年 12 月 18 日)

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.